

藤井寺市教育委員会情報セキュリティ基本方針

1 目的

本基本方針は、市立小中学校を含む本市が保有する教育情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 教育情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 教育情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 教育情報セキュリティポリシー

本基本方針及び教育情報セキュリティに関する対策基準をいう

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要な時に中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

3 対象とする脅威

教育委員会は、情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん及び消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 教育情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による教育情報資産の漏えい・

破壊・消去等

- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 組織の範囲

本市が保有する教育情報資産およびこの情報資産に接する職員等（会計年度任用職員・非常勤職員等を含む。以下同じ）及び、外部委託事業者等に適用する。

ただし、市長が教育委員会事務局職員の使用に供する情報資産については、その取扱いは藤井寺市情報セキュリティポリシーに従うものとし、本方針の適用範囲外とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする教育情報資産は、次のとおりとする。

- ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報又は文書
- ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5 職員等の遵守義務

職員等は、情報セキュリティの重要性についての認識を持ち、業務の遂行に当たって、教育情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

(1) 組織体制

教育委員会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する体制を整備する。

(2) 情報資産の分類と管理

教育委員会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の対策を講じる。

① インターネット接続

インターネット接続においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を講じるよう努める。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な

対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

教育情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

(8) 業務委託及びクラウドサービス、ソーシャルメディアサービスの利用

- ① 業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。
- ② クラウドサービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。
- ③ ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、運用手順を定め、発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアごとの責任者を定める。

(9) 評価・見直し

教育情報セキュリティ基本方針の遵守状況を検証するため、必要に応じて自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図るとともに、教育情報セキュリティ基本方針の見直しが必要な場合は、適宜見直しを行う。

7 教育情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて教育情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 情報セキュリティポリシーの見直し

教育情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び教育情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する教育情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、教育情報セキュリティポリシーを見直す。

9 教育情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準

等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定する。

10 教育情報セキュリティ実施手順の策定

対策基準に基づき、教育情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼす恐れがあることから非公開とする。

附則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。